

令和7年1月30日
危機管理部

住まいの防犯対策サポート事業の見直しについて

(付議の要旨)

「住まいの防犯対策サポート事業」については、令和7年1月8日開催の政策会議において実施を決定したが、東京都の新たな補助事業の実施を踏まえ、事業内容の見直しを決定する。

1 主旨

「住まいの防犯対策サポート事業」については、令和7年1月8日開催の政策会議において実施を決定したが、東京都の新たな補助事業の実施を踏まえ、事業内容の見直しを決定する。

2 都の動向（新たな補助事業の概要）

東京都では、侵入盗防止に有用とされる防犯機器等の購入にかかる費用を、都が区市町村による補助事業を通じて後押しをするため、緊急対策として令和7年度予算案に防犯機器等購入緊急補助事業を計上した。

【補助の概要】

補助割合：都1／2、都民1／2

補助上限：2万円／世帯 ※令和8年度は、補助上限：1万円／世帯

予算規模：約47億円、22万7千世帯を想定

なお、現時点では、補助内容の詳細は不明。

3 事業の見直し内容

上記を踏まえ、住まいの防犯対策サポート事業の内容を以下のとおり見直す。

ただし、補助内容の詳細が判明後は、必要に応じて内容の一部を改めて見直す。

項目	見直し内容	従前の内容
補助対象者	見直しなし	居住する区内住宅に防犯設備の設置等を行った世帯
補助対象設備等	見直しなし	防犯カメラ、録画機能付きインターホン、防犯フィルム、補助錠、ガラス破壊センサー、センサー付きアラーム、センサーライト 等
補助率	補助率を設けず、費用の10分の10を補助する。	防犯設備の設置等に対する費用について、2分の1を補助する。
補助上限額	40,000円（5,027世帯想定）	20,000円（10,054世帯想定）
申請期間	令和7年5月～9月末まで(予定)	令和7年5月～令和8年1月末まで

4 事業の一部委託

事業の見直しに伴い、申請期間の見直しなどにより短期間に多くの申請が見込まれ、申請件数及び申請額の管理等を行う必要があることから、コールセンター業務や申請内容の確認・データ入力業務など、事業の一部委託を検討する。

5 必要経費

令和7年度当初予算 203,030千円

【内訳】全世帯の1%（申請想定）×40千円（補助想定）＝201,080千円
 ・世田谷区全世帯数：502,722世帯（R6.12.1現在）
 ・申請率：全世帯数の1% ※5,027世帯
 その他事務費 1,950千円

上記必要経費以外に、事業の一部委託の検討に伴う経費が必要となるが、現在積算中。

<特定財源>

なし

※現時点では、補助内容の詳細は不明であるが、今後東京都の補助を活用できるよう調整していく。

6 今後の予定

- （1）原則、予算額内での事業を前提とするが、申請状況や東京都の事業規模等を踏まえ、事業規模600,000千円、想定申請世帯数15,000世帯（全世帯の3%）までは、本事業内容で実施を想定し、予算が不足する場合は補正予算により対応する。
- （2）補正予算額を超える見込みとなった場合、申請受付を終了するとともに、事業の継続可否（補助内容の見直し等を含む）の検討を行う。
- （3）令和8年度の事業実施については、申請状況や東京都の補助内容等を踏まえ、令和8年度予算編成において事業実施を判断する。

7 スケジュール（予定）

令和7年1月 東京都プレス発表（1/31）

2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（別紙のとおり）

令和7年度防犯設備等関連補助金に係る事務担当者説明会（2/7）

4月 区ホームページ、災害・防犯情報メール等による周知

区のおしらせ（4/15：令和7年度予算特集）による周知

5月 申請受付開始

区のおしらせ（5/15：申請受付開始）による周知

9月 申請受付終了

令和7年2月6日
危機管理部
地域生活安全課

住まいの防犯対策サポート事業の実施について

1 主旨

区では、24時間安全安心パトロールの実施や町会・自治会等への防犯カメラの整備支援、自動通話録音機の貸出等とともに、各種啓発パンフレット、災害・防犯情報メール等を活用し、区民の防犯意識の向上に取り組んでいる。一方で、闇バイトによる強盗事件等が社会問題となっており、区内での事件の発生はないものの、区民の犯罪への不安感が高まっている状況である。

こうしたことを踏まえ、個々の住宅の防犯機能を高めることで犯罪を抑止し、区民の犯罪不安の軽減と防犯意識の更なる向上を図るため、住宅の防犯設備の設置等に対する費用を補助する住まいの防犯対策サポート事業を実施する。

2 背景

- (1) 区では、「安全安心まちづくり」の取組みとして各種防犯対策を実施しており、この間の取組み等により、区内の刑法犯認知件数は平成14年以降減少してきたが、コロナ禍を経て社会活動が活発化し、令和5年からは当該認知件数が増加に転じている状況である。

また、令和6年8月以降、「高額バイト」、「即日即金」、「ホワイト案件」等の文言を用い、SNSやインターネット掲示板等で実行犯を募集する闇バイトを端緒とした強盗事件等が相次ぎ、大きな社会問題となっており、住民の危機感も高まっている。

- (2) 国は令和6年12月17日、犯罪対策閣僚会議において、闇バイトによる強盗事件等に関する緊急対策を取りまとめた。緊急対策では防犯カメラの整備も挙げられているが、住宅に対する防犯対策については明示されていない。

- (3) 近隣自治体では、闇バイトによる強盗事件等が発生したことなどを踏まえ、住宅の防犯対策への費用補助事業を実施しており、23区等の一部自治体においてもこの取組みに連動した事業が順次展開されている。

さらに、東京都では、侵入盗防止に有用とされる防犯機器等の購入にかかる費用を、都が区市町村による補助事業を通じて後押しをするため、緊急対策として令和7年度・8年度に防犯機器等購入緊急補助事業を実施することとした。

(参考) 防犯機器等購入緊急補助事業概要 (令和7年1月31日東京都報道資料より)

※令和7年1月30日現在、未定稿

補助割合：都1／2、都民1／2

補助上限：2万円／世帯 ※令和8年度は、補助上限：1万円／世帯

予算規模：約47億円、22万7千世帯を想定

3 事業の概要

犯罪を未然に防ぐための住宅への防犯設備の設置及び防犯物品の購入に対して、その費用を補助する。

(1) 補助対象者

居住する区内住宅（共同住宅の住戸を含む）に防犯設備の設置等を行った世帯

(2) 補助対象設備等

補助対象は、防犯設備の設置及び防犯物品の購入とする。

防犯カメラ、録画機能付きインターホン、防犯フィルム、補助錠、ガラス破壊センサー、センサー付きアラーム、センサーライト 等

(3) 補助率

補助率を設けず、防犯設備の設置及び防犯物品の購入（いずれも工事費を含む）に対する費用について、10分の10を補助する。（100円未満切り捨て）

(4) 補助上限額

補助の上限額は、40,000円とする。

※上限額以内であれば複数品目の申請を可とするが、申請は世帯で1回限りとする。

(5) 申請期間（予定）

令和7年5月～9月末まで

※令和7年4月1日以降に購入した物品を申請対象とする。

※申請額が予算額に達した場合は、申請受付を終了とする。

(6) 事業の周知方法

区のおしらせ、広報板、ホームページ、災害・防犯情報メール等による周知のほか、町会長会議、各地域防犯協会、区内警察署等をとおして事業周知を行う。

4 必要経費

令和7年度当初予算 203,030千円（特定財源なし）

[	【内訳】全世帯の1%（申請想定）×40千円（補助想定）＝201,080千円
	・世田谷区全世帯数：502,722世帯（R6.12.1現在）
	・申請率：全世帯の1% 5,027世帯
	その他事務費 1,950千円

※現時点では、東京都の補助内容の詳細は不明であるため、今後補助を活用できるよう調整する。また、申請状況や東京都の事業規模等を踏まえ、事業規模600,000千円、想定申請世帯数15,000世帯（全世帯の3%）までは、本事業内容での実施を検討し、予算が不足する場合は補正予算により対応する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月 区ホームページ、災害・防犯情報メール等、区のおしらせによる周知

5月 申請受付開始

9月 申請受付終了

令和7年1月8日
危機管理部

防犯対策サポート事業の実施について

(付議の要旨)

地域の防犯意識の更なる向上を図り、各住宅での防犯対策の促進に寄与するための取組みとして、区内住宅を対象とした防犯対策サポート事業の実施を決定する。

1 主旨

区では、24時間安全安心パトロールの実施や町会・自治会等への防犯カメラの整備支援、自動通話録音機の貸出等とともに、各種啓発パンフレット、災害・防犯情報メール等を活用し、区民の防犯意識の向上に取り組んでいる。一方で、現在、闇バイトによる強盗事件等が社会問題となっており、区内での事件の発生はないものの、区民の犯罪への不安感が高まっている状況である。

こうしたことを踏まえ、個々の住宅の防犯機能を高めることで犯罪を抑止し、区民の犯罪不安の軽減と防犯意識の更なる向上を図るため、住宅の防犯設備の設置等に対する費用を一部補助する防犯対策サポート事業を実施する。

2 背景

区では、「安全安心まちづくり」の取組みとして、24時間安全安心パトロールをはじめとした各種防犯対策を実施しているほか、様々な広報ツールによる注意啓発を行うとともに、地域住民や事業者による注意啓発活動や見守り活動を支援、促進している。この間の取組み等により、区内の刑法犯認知件数は平成14年以降減少してきたが、コロナ禍を経て社会活動が活発化し、令和5年からは当該認知件数が増加に転じている状況である。

一方で、近年では、「高額バイト」、「即日即金」、「ホワイト案件」などの文言を用い、SNSやインターネット掲示板などで実行犯を募集する闇バイトを端緒とした強盗事件等が相次ぎ、大きな社会問題となっており住民の危機感も高まっている。

このため、国は令和6年12月17日、犯罪対策閣僚会議において、闇バイトによる強盗事件等に関する緊急対策を取りまとめた。緊急対策では防犯カメラの整備も挙げられているが、住宅に対する防犯対策については明示されていない状況である。

隣接自治体では、闇バイトによる強盗事件等が発生したことなどを踏まえ、住宅の防犯対策への費用補助事業を実施しており、23区等の一部自治体においてもこの取組みに連動した事業が順次展開されている。

3 防犯対策サポート事業の概要

犯罪を未然に防止するための住宅への防犯設備の設置及び防犯物品の購入に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助対象者

居住する区内住宅（共同住宅の住戸を含む）に防犯設備の設置等を行った世帯
 ※共同住宅の住戸の居住者が共用部分に防犯設備の設置等を行う場合は、事前に管理組合等（賃貸住宅の場合は所有者）の許可を得るものとする。

(2) 補助対象設備等

補助対象は、防犯設備の設置及び防犯物品の購入とする。

- ① 防犯設備の設置 防犯カメラ、録画機能付きインターホン
- ② 防犯物品の購入 防犯フィルム、補助錠、ガラス破壊センサー、センサー付きアラーム、センサーライト 等

※補助対象品目は、別紙「補助対象設備等一覧（案）」のとおり

(3) 補助率

防犯設備の設置及び防犯物品の購入（いずれも工事費を含む）に対する費用について、2分の1を補助する。（100円未満切り捨て）

(4) 補助上限額

補助の上限額は、20,000円とする。

※上限額以内であれば複数の品目の申請を可とするが、申請は世帯で1回限りとする。

(5) 申請期間

令和7年5月～令和8年1月末まで

※令和7年4月1日以降に購入した物品を申請対象とする。

※申請額が予算額に達した場合は、申請受付を終了とする。

(6) 事業の周知方法

区のおしらせ、広報板、ホームページ、災害・防犯情報メール等による周知のほか、町会長会議、各地域防犯協会、区内警察署等をとおして事業周知を行う。

4 必要経費

令和7年度当初予算 201,080千円

$$\left[\begin{array}{l} \text{【内訳】全世帯の2\%（申請想定）} \times 20 \text{千円（補助想定）} = 201,080 \text{千円} \\ \quad \cdot \text{世田谷区全世帯数：} 502,722 \text{世帯（R6.12.1現在）} \\ \quad \cdot \text{申請率：全世帯数の2\%} \times 10,054 \text{世帯} \\ \quad \quad \text{※他自治体の申請状況を参考に算出} \end{array} \right]$$

5 その他（区民意識調査の実施について）

令和7年度の区民意識調査により、区民の防犯意識や防犯対策の実施状況等を把握し、本事業の効果検証の参考とするとともに、今後の防犯対策のより効果的な施策展開に活かしていく。

6 スケジュール（予定）

令和7年2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会

4月 区のおしらせ（4/15：令和7年度予算特集）による周知

区ホームページ、災害・防犯情報メール等による周知
5月 申請受付開始
区のおしらせ（5/15：申請受付開始）による周知

別紙

補助対象設備等一覧（案）

	補 助 対 象	補助率	補助交付上限額
1	防犯カメラの設置	1/2	20,000円
2	録画機能付きインターホンの設置		
3	防犯フィルム		
4	ガラス破壊センサー		
5	センサー付きアラーム		
6	窓補助錠		
7	防犯ガラス		
8	面格子		
9	防犯性能の高い玄関錠		
10	玄関補助錠		
11	センサーライト		
12	防犯砂利		

※上限額以内であれば複数の品目の申請も可。

※いずれも工事費を含む。